

奥州市子どもの 権利に関する条例 を制定



議員発議による条例制定

（議会基本条例に続く、奥州市
議会2つ目の議員政策条例）

奥州市議会では、平成22年度から市政調査会の事業に「子どもの権利条例に関する研究調査」を盛り込み、それまで議員有志で活動していた「子育て研究会」のメンバーを中心に、「子育て研究部会」を議員8名で立ち上げ、「奥州市子どもの権利に関する条例」の制定に向け検討を進めてきました。

研究部会では条例に盛り込む事項の議論や市当局との意見交換等を重ね、平成23年10月に開催した市民懇談会における意見や提言を踏まえ、今定例会最終日の12月19日の本会議において、「奥州市子どもの権利に関する条例」を議員発議で提案し、全会一致で可決しました。条例は平成24年1月に公布、4月1日から施行されます。

条例制定のねらい

世界では、貧困、飢え、虐待等の困難な状況に置かれている子どもたちがたくさんいます。このような子どもたちを救うため、国際連合では平成元年に児童の権利に関する

しかし、社会の急激な変化に伴い、いじめ、体罰、虐待、子どもが当事者となる事件の多発、不登校、核家族化等、子どもを取り巻く環境は、ますます複雑になっています。奥州市もその例外ではありません。

奥州市では、すでに「子ども達は次の世代を担う大切な存在である」という認識のもとに策定された「奥州市次世代育成支援行動計画」を始め、子どもに関するさまざまな計画が定められていますが、これら計画を確実に実行するため、根拠、理念としての条例が



前沢保育所あおぞら園「おゆうぎ会」

条例の主な内容

必要であり、この条例を奥州市民の共通の認識として、行政、家庭、地域、企業が連携し、社会全体で子どもたちを支援する体制づくりを行っていくべきであると考えました。

このようなことから、全ての子どもが、自分の持てる力を發揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組むために奥州市子どもの権利に関する条例を制定しました。

奥州市子どもの権利に関する条例では、次のような事項について定めています。

前文：条例制定の趣旨
第1章 総則（第1条・第2条）
①目的
②定義
第2章 一人の人間として持つている子どもの権利
(第3条～第8条)

- ①子どもの権利の保障
- ②安全に安心して生きる権利
- ③のびのびと「ころん」に育つ権利
- ④自分を守り、自分が守られる権利